

小杉小学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は小杉小学校PTAと称する。

第2条 この会の事務局は小杉小学校におく。

第2章 目的及び活動

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と地域社会における児童、青少年の幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. よい保護者、よい教職員となるよう努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童、青少年の生活を指導する。
3. 児童、青少年の生活環境をよくする。
4. 公教育を充実することに努める。
5. その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とするようなことは行わなわない。

第4章 会員

第6条 この会の会員になることができるものは、次のとおりとする。

1. 小杉小学校に在籍する児童の保護者
2. 小杉小学校の教職員
3. 通学区域に住み、この会に賛同するもの（賛助会員）

第7条 会員は会費を納めるものとし、この会の活動に関しすべて平等の義務と権利を有する。

第5章 役員

第8条 この会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 5名（P：4、T：1） 顧問 2名 相談役 若干名
常任委員 学年委員 書記 2名（P：1、T：1） 会計 2名（P：1、
T：1） 監査委員 2名

（ただし、会長が各役員と相談し必要と認めたときには、副会長若干名を追加することができる。）

第9条 会長は、指名委員会において選出し、総会において承認されなければならない。

第10条 副会長・書記・会計は執行委員会に於いて常任委員より選出し、会長がこれを委嘱する。

また、顧問は現学校長及び前会長とする。

第11条 常任委員は、各町内の推薦又は自薦により選出し、学年委員は、各学級から選出する。（定数は、別表参照）

第12条 各役員の任期は、次の期間とする。ただし、再任を妨げない。また、役員が在任中辞任したとき、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

1. 会長の任期は、2年とする。
2. 副会長・書記・会計の任期は、1年とする。
3. 常任委員の任期は2年、学年委員の任期は1年とする。

第13条 会長は次の職務を行う。

1. 全体委員会・常任委員会・執行委員会及び専門委員会を招集し、会議の議長となる。
2. 役員の見解を聞いて、常任委員会の委員を委嘱する。
3. この会を代表し、会務を統括する。

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第15条 書記は、会長の指示に従って、この会の庶務を行うとともに会計を補佐する。

第16条 会計は、予算に基づき会計事務を処理し、この会の財産を管理する。

第17条 各町内に町内代表を1名おく。町内代表は各町内と連絡調整を行う。（町内代表は役員を兼ねることができる。）

第6章 指名委員会

第18条 会長を選出するため、指名委員会をおく。

第19条 指名委員会は、執行委員により構成される。

第20条 指名委員会は、その職務が終了したときに、解散する。

第7章 総会

第21条 総会は、全会員によって構成され、この会の最高議決機関である。

第22条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。定例総会は、年1回とし、4月に開催する。臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

第23条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。書面総会にて決議する場合は、会員数（保護者については児童在籍家庭数）の過半数で決する。

第8章 委員会

第24条 全体委員会は、全役員によって構成され、総会の代行議決機関として必要のある場合、会長が招集する。

第25条 この会の目的遂行のため、次の委員会をおく。また、必要に応じ特

別委員会をおくことができる。

1. 広報委員会
2. 校外委員会
3. 教養委員会
4. 厚生委員会
5. 保健体育委員会
6. 学年運営委員会

各委員会代表は、委員長1名、副委員長2～5名とし、常任委員の中から会長が委嘱する。

学年委員は、1～5の委員会のどれかに所属することとし、6の各学年の学年委員会にも所属する。

第26条 この会の活動の必要事項について、調査・研究・立案するため、常任委員会をおく。常任委員会の構成は、会長・顧問・常任委員からなる。

第27条 常任委員会へ審議事項等を上程するため、執行委員会をおく。執行委員会の構成は、会長・副会長・書記・会計・各委員会委員長からなる。

第9章 経理

第28条 この会の経費は、会費・寄付金その他の収入及び特別会計によってあてる。

会費は、以下の通りとする。

1. 小杉小学校に在籍する児童の保護者：児童一人当たり月額300円
2. 小杉小学校の教職員：月額300円

第29条 特別会計は、運動会、学習発表会、資源回収を資金とし、児童の幸福な成長を図る活動の費用に関する予算及び決算を行うものとする。

第30条 特別会計の予算及び決算は、一般会計の予算及び決算と同様に、総会の承認を得るものとする。

第31条 特別会計の取崩しは、次にあげる場合に限るものとする。

1. 第28条に規定する児童の幸福な成長を図る活動の適正円滑な実施のために必要な一般会計への繰り出し（ただし、年度ごとに総会の承認を得た限度額以上の額とする。）
2. 弔慰・見舞規定に基づく見舞金等の給付

第32条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第33条 この会の会計監査は、監査委員によって毎年1回監査を行い、総会に報告する。なお、前任の副会長1名及び前任の会計の計2名を監査委員にあてる。

第10章 規約の改定

第34条 この会の規約を改定する必要がある場合、常任委員会において審議し、総会の承認を得なければならない。

付 則

この規約は、昭和48年4月1日より実施する。

昭和49年	4月19日	一部改定	昭和50年	4月17日	一部改定
昭和51年	4月20日	一部改定	昭和52年	4月20日	一部改定

昭和53年	4月21日	一部改定	昭和56年	4月27日	一部改定
昭和58年	4月28日	一部改定	昭和59年	4月26日	一部改定
昭和60年	4月25日	一部改定	昭和61年	4月17日	一部改定
昭和63年	4月19日	一部改定	平成元年	4月20日	一部改定
平成2年	4月19日	一部改定	平成4年	4月23日	一部改定
平成5年	4月22日	一部改定	平成6年	4月21日	一部改定
平成7年	4月20日	一部改定	平成8年	4月19日	一部改定
平成10年	4月23日	一部改定	平成12年	4月20日	一部改定
平成16年	4月23日	一部改定			
平成18年	4月21日	一部改定	(役員、会費)		
平成19年	4月20日	一部改定	(地区役員の定数)		
平成21年	4月17日	一部改定	(副会長の定数)		
平成24年	4月20日	一部改定	(特別会計)		
平成25年	11月28日	一部改定	(地区役員の定数)		
平成28年	4月16日	一部改定	(会費)		
令和3年	12月14日	一部改定	(地区委員の廃止)		

別表 ブロック別役員定数
令和5年度

<三ヶ地区>

ブロック	町内会名	常任委員
1	1 水上	5
	2 住吉	
	3 西	
	4 水源	
	5 上新	
	6 新富	
	7 諏訪	
	8 白銀	
	9 一番	
2	10 錦	3
	11 初音	
	12 本中	
	13 常盤	
	14 新三ヶ	
	15 田町	
	16 高寺	
	17 愛宕	

ブロック	町内会名	常任委員
4	27 木舟	7
	28 乗舟	
	29 神川	
	30 西楠	
	31 鍛冶屋橋	
	32 末永	
	33 昭和通り	
5	34 北手崎	9
	35 若宮	
	36,37 手崎・針原	
	38 江上	
	39 平成	
	40 いぶき野	

<大江地区>

ブロック	町内会名	常任委員
6	41 小杉白石	5
	42 鷺塚	
	43 西高木	
	44 大江	
	45 稲積	

<戸破地区>

ブロック	町内会名	常任委員
3	18 さくら	2
	19 中町	
	20 茶屋	
	21 荒町	
	22 新町	
	23 高穂	
	24 中央一	
	25 中央二	
	26 中央三	

総合計	31
-----	----

